

# 23年度 大豊町

# 健診受診率公表

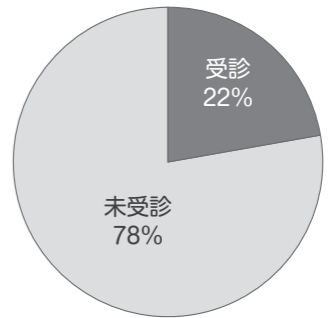


23年度に実施した各種健診と、昨年と今年の2年連続で行ったアンケート結果から、大豊町での健診受診率をグラフにしてみました。

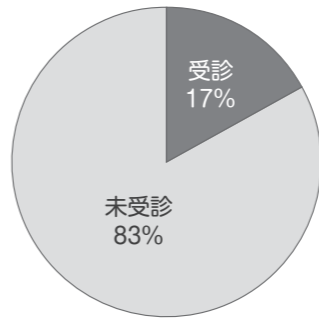
まずはがん検診。大豊町が実施しているがん検診(前立腺がんを除く)の対象者は、胸部レントゲン検診・胃がん検診・大腸がん検診・乳がん検診は40歳以上、子宮がん検診は20歳以上となっています。がん検診は、国民健康保険加入者だけでなく、大豊町に住所のある人すべてが対象になります。

しかし、人間ドック等で受けられている人の把握ができていないため、正確な受診率がかめないので現状です。

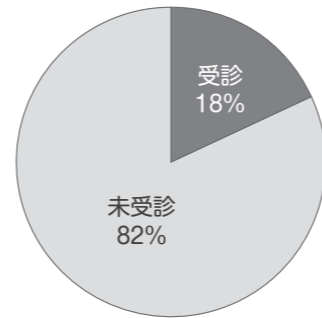
つぎに特定健診。この健診は大豊町の国民健康保険加入者40歳から74歳までの人を対象としています。この特定健診、国は24年度の受診率65%を最終目標に掲げています。健康に関心のある方の自発的な受診、また役場から電話、はがき等で受診促進をした結果、今年度もたくさんの方が受診してくれました。24年度も引き続き受診をお願いします。



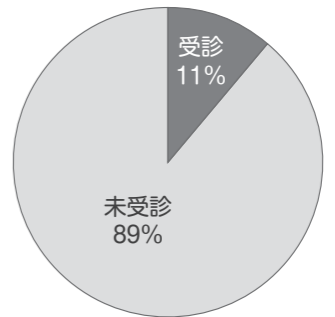
胸部レントゲン 受診状況  
受診 887人  
未受診 3064人



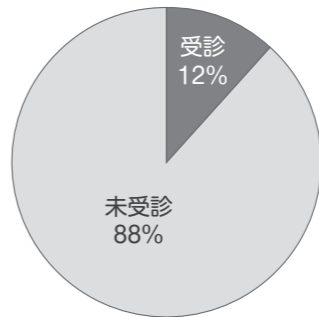
胃がん検診 受診状況  
受診 669人  
未受診 3278人



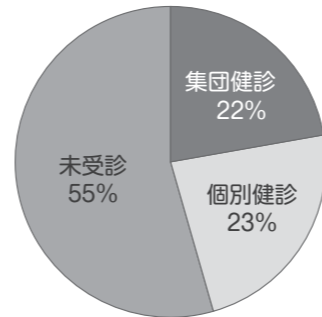
大腸がん検診 受診状況  
受診 720人  
未受診 3245人



子宮がん検診 受診状況  
受診 277人  
未受診 2187人



乳がん検診 受診状況  
受診 266人  
未受診 1974人



特定健診 受診状況  
集団健診 252人  
個別健診 264人  
未受診 616人  
(平成24年1月末現在)

さて、このがん検診と特定健診、アンケートから、未受診理由として多かったものをあげてみると

- ①健康に自信がある
- ②健診日に行けない
- ③健診会場が遠い
- ④どのくらい費用がかかるのか不安がありました。

健診は、自分自身の健康のために受診するのですが、特定健診については受診目標に達しなかった場合はペナルティーも！

来月は受診目標に達しなかった場合のペナルティー、大豊町全体の死亡原因の中に占めるがんの割合について掲載します。



特定健診で生活習慣病の予兆を早期に発見し、早い段階で病気を予防しましょう

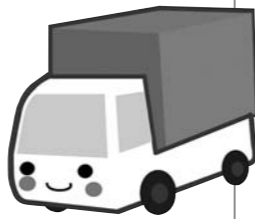
# 役場からのお知らせ

役場 72-0450  
ふれあいセンター 73-0811  
農業センター 73-0978

## 転勤・進学など、引っ越しするときは住民異動の手続きをお忘れなく！

転入・転居・転出等住所が変わったとき、世帯変更があったときは、住民課保険窓口班が大豊町窓口センター(総合ふれあいセンター)に届け出をしてください。手続きは下表のとおりです。  
※窓口センター(総合ふれあいセンター)は火曜日が休館日ですので、お気を付けください。

| 種別   | 届け出に必要なもの   | 届出期間                           | 届出人  |
|------|---|--------------------------------|--|
| 転入   | ●前住所地発行の転出証明書<br>●届出人の印鑑<br>●本人確認のための身分証明書※下記参照<br>●国民年金手帳(加入者のみ)                           | 大豊町に引っ越してから<br><b>14日以内</b>    | 1 本人または世帯主<br>2 本人と同一世帯の世帯員<br>3 本人または世帯主から委任された代理人(委任状必要) |
| 転居   | ●届出人の印鑑<br>●本人確認のための身分証明書※下記参照<br>●国民健康保険被保険者証等(加入者のみ)<br>→町が発行している医療証<br>●住民基本台帳カード(登録者のみ) | 新しい住所地に引っ越してから<br><b>14日以内</b> |  |
| 転出   | ●届出人の印鑑<br>●本人確認のための身分証明書※下記参照<br>●国民健康保険被保険者証等(加入者のみ)<br>→町が発行している医療証<br>●印鑑登録証(登録者のみ)     | 新しい住所地に引っ越す<br><b>14日前から</b>   |  |
| 世帯変更 | ●届出人の印鑑<br>●本人確認のための身分証明書※下記参照<br>●国民健康保険被保険者証(加入者のみ)                                       | 変更があった日から<br><b>14日以内</b>      | 1 本人または世帯主<br>2 本人または世帯主から委任された代理人(委任状必要)                  |



### 【本人確認を行っています】

第三者による虚偽の住民異動届を未然に防ぐため、窓口に来られた方の本人確認を行っています。また、この本人確認は各種証明書等請求の際にも行ってまいりますので、申請、届け出をされる方には、ご負担をおかけしますが、事故防止のため、ご理解とご協力をお願いします。

### ☆本人確認書類☆

運転免許証、パスポート、健康保険証、住民基本台帳カード、年金手帳、社員証、学生証、預金通帳、キャッシュカードなど

問い合わせ先…住民課保険窓口班

## 外国人住民の登録制度が変わります

7月9日から、今までの外国人登録制度は廃止され住民基本台帳法が適用されます。

- ①日本人と外国人で構成される世帯全員の住民票の写しが発行できるようになります。
- ②在留資格や在留期間の変更では、今まで、地方入国管理局と市町村の両方に必要だった届け出が地方入国管理局のみへの届け出で済みます。
- ③住所が町外へ変更になる時は、転出する住所地でも転出の手続きが必要となります。

5月ごろに、大豊町の外国人登録原票に登録されている方で、7月9日時点で外国人住民に該当すると見込まれる方には仮住民票を作成し、ご本人に通知し、確認していただく予定です。

### 問い合わせ先…住民課保険窓口班

## 国保人間ドック受診の補助について

大豊町国民健康保険被保険者の健康の保持増進を図るため、人間ドックを自己負担で受診している被保険者の属する世帯主に、申請により大豊町人間ドック補助金を交付します。

人間ドック受診予定の方は、受診される前に国保係にご連絡ください。

【対象】 大豊町国民健康保険被保険者(国保税の滞納がない人)

【受診期間】 4月1日～来年3月末まで

【補助額】 受診被保険者1人につき10,000円(1年度に1回)

【申請】 申請書に人間ドック受診結果報告書・領収書を添付し、世帯主名義の通帳・印鑑を持参してください。

※提出いただいた受診結果報告等は今後の大豊町の健康づくりに役立たせていただきます。

問い合わせ先…住民課保険窓口班 国保班

4月は未成年者飲酒防止強調月間です 発育段階にある未成年者の飲酒は心身に大きな影響を与えます